

平成22年10月27日

学生・教職員 各位

鳴門教育大学危機管理対策（新型インフルエンザ）本部  
本部長（学長） 田中 雄三

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

平成22年10月26日付け事務連絡により、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

各位におかれては、本通知の各事項に留意いただくとともに、今後の本学のインフルエンザへの対応等については本学 WEB ページ（TOP > 大学案内 > 公開 > 危機管理対策本部）を参照してください。

なお、構内において死んだ野鳥を発見した場合は、手で触らず、下記まで連絡してください。

危機管理対策本部（本件連絡先）

経営企画本部組織・人事マネジメント課  
組織・法規チーム

TEL088-687-6298

FAX088-687-6040

E-mail: soshikihouki@naruto-u.ac.jp

各国公立大学法人・学校法人事務局  
公立大学を置く各都道府県担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各都道府県・指定都市教育委員会総務課  
各都道府県私立学校主管課  
各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

本日、北海道内において、野生のカモの糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されたとの発表が、環境省からありました（別紙資料）。

鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成 18 年 1 月 16 日付け 17 ス学健第 18 号、平成 18 年 4 月 20 日付け事務連絡、平成 19 年 1 月 15 日付け事務連絡及び平成 20 年 5 月 1 日付け事務連絡において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び動物園等鳥や動物を飼育している施設に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底

- ① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- ② 野鳥の排泄物等には触れないこと。触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- ③ 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校や教育委員会、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。

#### 2. 飼育動物の適切な管理

鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。

（本件照会先）

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111（内線 2918）

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111

（内線 2929、2903）

FAX 03-6734-2903

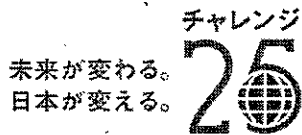
<動物園等鳥や動物を飼育している施設について>

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課法規係

TEL 03-5253-4111（内線 2973）

FAX 03-6734-3718



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について  
(お知らせ)

北海道同時発表

平成22年 10月26日(火)  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)  
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)  
担 当：千葉 康人 (内線6473)

10月14日に北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出されたとの報告が、本日、検査を行っていた北海道大学からありましたので、お知らせします。

なお、現時点では死亡野鳥は確認されておらず、高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されておられません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

1 これまでの主な経緯

(1) 糞の採取地

北海道稚内市大沼

(2) 検査結果

北海道大学が独自に行っている糞便調査の結果、10月14日に稚内市の  
大沼で採取された183検体の内2検体から高病原性鳥インフルエンザウイ  
ルス(H5N1亜型)が検出された。

(3) 周辺の状況

稚内市大沼周辺において、現在までのところ、鳥インフルエンザが原因と  
考えられる野鳥の死亡等は確認されていない。

2 今後の対応について

環境省は関係府省、地元自治体及び北海道大学と連携しつつ、以下について早  
急に対応。

(1) 総合調整<環境省>

現地情報の収集、専門家の意見聴取等を通じて、全体の進行管理や連絡調整を実施。

(2) 検出地点周辺の調査<北海道地方環境事務所、北海道、北海道大学>

①高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、野鳥における異常がないかについて監視を実施。

②高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、ハクチョウ等ガンカモ類の糞の採取分析等により、ウイルス保有状況について追加調査を実施。

(3) 検出地点周辺への立ち入り制限<稚内市>

本日 10 時より、稚内市大沼への立ち入りを制限（進入路の通行止）。

○本事案の危険性

基本的にすべての鳥類は、鳥インフルエンザウイルスに対して感染し得る（症状が出るかどうかとは別）。このため、野生のカモの糞から鳥インフルエンザウイルスが検出されることは、決して珍しいことではない。但し、糞便から高病原性のウイルスが検出されたのは、我が国では今回が初めてである。これまでのところ、インフルエンザの発生による死亡野鳥は確認されていないことから、現段階においては、鳥インフルエンザによって鳥が大量死するような危険性が高いとは考えていない。

【報道機関へのお願い】

○鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。

○今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。